

米国ニューヨーク州における外弁制度について

2015 年 4 月 23 日

ケン レブラン

1 弁護士制度全般について

○ 弁護士資格を取得するための要件

- ・ 一定の教育課程を修了していることは必ずしも必要ではない(下記1. B参照)
- ・ 司法試験の受験資格
 1. 下記のうち 1 つの要件を満たしていること
 - A. アメリカ法曹協会 (ABA) 認定のロースクールで法務博士 (J.D.) を取得
 - B. ABA 認定のロースクールで 1 年を終了後、弁護士事務所等で法律実務の経験を積む
 - C. 非認定のロースクールで J.D. を取得後、弁護士事務所等で法律実務の経験を積む
 - D. 外国で法学教育を受け法学位を取得し、ABA 認定のロースクールで LL.M. を取得
 2. 当司法試験を出願し、出願費用を払う
 - ・ 司法試験合格後の研修・実務経験等は必要なし
 - ・ 司法試験の合格率: 60% (2014 年 2 月と 7 月試験の実績)

○ 外国の弁護士資格を有する者が、国内の弁護士資格を取得する場合の特例措置(要件の軽減, 簡易な試験等)は特段無し

○ 弁護士に対する監督方法

懲戒の実施主体: The Office of the Chief Counsel Department Disciplinary Committee of the Appellate Division of the Supreme Court (以下、懲戒委員会)

懲戒の手続き: 調査、非公式手続、公式手続

懲戒の種類:

- ・ 資格剥奪: 裁判所が裁定
- ・ 業務停止: 裁判所が裁定
- ・ 譴責: 裁判所が裁定
- ・ 戒告: 裁判所への勧告の有無を問わず、公式聴聞を経て懲戒委員会が裁定
- ・ 警告: 公式聴聞を経ずに懲戒委員会が裁定

○ 弁護士資格を有する者以外による法律事務の取扱いは可能で、秘書やパラリーガルを雇用することは可能

- ・ **要件および法務事務の範囲:** 弁護士が非弁護士に対し適切な指示および監督を行い、法律事務に関し責任を保持する。ただし、一般的に弁護士が非弁護士に対し弁護士費用を分配することは禁じられている。

2 外弁制度について

- 外国の弁護士資格を有する者が、国内の弁護士資格を取得することなく国内で法律事務を取り扱うことは可能

要件:

1. 外国の公認法曹会の適格会員であること。当該公認法曹会の会員は、弁護士もしくはこれらと同等の資格を有する者として実務に携わることが認められており、適法に設立された専門家機関または公的機関による有効な規制および懲戒の対象となる
2. ニューヨーク州法曹会員に必須とされる道徳的に良好な人格および一般的適性を有していること
3. 満 26 歳以上であること
4. ニューヨーク州で外国弁護士として実務に携わり、当該目的のためにニューヨーク州に事務所を維持する意図を有すること
5. 職務要件は下記参照

法律事務の範囲: 原資格国の法に基づく法的助言を提供する

○ 職務経験要件について

- ・ 要求される経験の内容: 申請の直前の 5 年間のうち最低 3 年間において、当該法曹会の適格会員であり、当該外国又はその他の法域において、当該外国法に関する助言または法律業務の提供に実質的に関与または関係する実務に実際に従事していたこと
- ・ 経験年数: 申請の直前の 5 年間のうち最低 3 年間(上記参照)
- ・ 職務経験を積む場所についての限定はなし: 外国又はその他の法域での経験(“practice of law in such foreign country or elsewhere”)
- ・ ニューヨーク州裁判所の担当者によると、「その他の法域」には、適切に登録された外国法弁護士の監督の下、ニューヨーク州において実務を行った経験を含み得る
- ・ 職務経験要件を設けている趣旨・目的: 申請者が法的能力を有しクライアントのニーズに応えられることを確認するため職務経験要件を設けている

- 外弁の登録人数: ブロンクス地区およびマンハッタン地区を管轄する First Judicial Department(Supreme Court of the State of New York)では約 444 名の弁護士が外国弁護士として登録している。(しかしながら、1 回限りの登録であるため、現在実務に携わっている外国弁護士数は不明である。)

- 外弁に対する監督方法(懲戒の実施主体、懲戒の手続き、懲戒の種類等)は、ニューヨーク州弁護士に対する監督方法と同じ(上記参照)

- 外弁と弁護士に認められる権利・義務の異同は無し